文部科学省資料から

学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント（その１）

１　いじめの定義（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

［これまでの定義］
この調査において，「いじめ」とは，「①自分より弱い者に対して一方的に，②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え，③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。
なお，個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

［新定義］（平成18年度間の調査より）
本調査において，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
「いじめ」とは，「当該児童生徒が，一定の人間関係のある者から，心理的，物理的な攻撃を受けたことにより，精神的な苦痛を感じているもの。」とする。
なお，起こった場所は学校の内外を問わない。
（注1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは，いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
（注２）「一定の人間関係のある者」とは，学校の内外を問わず，例えば，同じ学校・学級や部活動の者，当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
（注３）「攻撃」とは，「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが，心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
（注４）「物理的な攻撃」とは，身体的な攻撃のほか，金品をたかられたり，隠されたりすることなどを意味する。
（注５）けんか等を除く。

２　いじめ問題への取組の徹底について

（１）いじめの早期発見・早期対応について
①いじめは，「どこの学校でも，どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識する。
・日頃から，児童生徒が発する危険信号を見逃さない。
・スクールカウンセラーの活用等，相談機能を充実し，生徒の悩みを積極的に受けとめることができるような体制を整備する。
②いじめが生じた際には，学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく，学校全体で組織的に対応することが重要である。
・教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り，一致協力して対応する。
③事実関係の究明に当たっては，当事者だけでなく，保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ，事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要がある。
・把握した生徒等の個人情報については，その取扱いに十分留意すること。
④いじめの問題については，学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には，速やかに保護者及び教育委員会に報告し，適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には，まず謙虚に耳を傾け，その上で，関係者全員で取組む姿勢が重要であること。
⑤学校におけるいじめへの対処方針，指導計画等の情報については，日頃より，家庭や地域に積極的に公表し，保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。
・実際にいじめが生じた際には，個人情報の取扱いに留意しつつ，正確な情報提供を行うことにより，保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり，事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

３　いじめを許さない学校づくりについて

（１）「いじめは人間として絶対に許されないこと」との意義を，学校教育全体を通じて，生徒一人一人に徹底すること。特に，いじめる生徒に対しては，出席停止等の措置も含め，毅然とした指導が必要であること。また，いじめられている生徒については，学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
（２）いじめを許さない学校づくり，学級（ホームルーム）づくりを進める上では，生徒一人一人を大切にする教職員の意識や，日常的な態度が重要であること。特に，教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し，いやしくも，教職員自身が生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないようにすること。
（３）いじめが解決したと見られる場合でも，教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し，そのときの指導により解決したと即断することなく，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行うこと。

参考文献　「文部科学省HPより」　文責（教頭　池田時雄）